

TRANSPARENCY REPORT 2021

監査品質に関する報告書

監査法人アヴァンティア

2021年10月(2021年12月更新版)

The logo for Avantia, featuring the word "Avantia" in a white, sans-serif font. The letter "A" is enclosed in a thin black square border.

TRANSPARENCY REPORT 2021

監査品質に関する報告書

CONTENTS

- 01 法人代表ご挨拶 —— 03
- 02 当監査法人の基本理念 —— 04
- 03 ガバナンスと組織体制 —— 09
- 04 人財戦略 —— 13
- 05 DX推進 —— 19
- 06 監査品質に関する組織的取組み —— 21
- 07 IPOに対する取組み —— 28
- 08 外部レビュー等への対応 —— 29
- 09 ガバナンス・コードへの対応状況 —— 31
- 10 法人概要 —— 36



法人代表ご挨拶



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。監査法人アヴァンティアは、自らのミッション（存在意義）を、「社会の公器たる企業と社会的使命感を有する人財の架け橋、すなわちプラットフォームとしての役割を果たすことを通じて、資本市場及び経済社会の健全な発展に寄与すること」と定義し、そのために、優秀人財を獲得し続けるとともに、必要かつ十分な組織的品質管理体制を構築し、安定的に維持運用することを経営の大前提としております。

先般、中期ビジョンとして「Avantia2030」を設定するとともに、法人規模の拡大に伴い、組織メンバーの役割をより明確にし、権限移譲を進める組織改革を行いました。私が法人代表CEOとなり、COOに就任した木村のもと、より一層の堅固な品質管理体制の整備・運用並びにこれを支える人財開発及びDX推進について積極的に取り組んでまいります。

当監査法人は、今後も監査法人の根源的価値を徹底的に追求し、「適正規模」でオーガニックな成長を志向し、「日本を支えるベンチャー監査法人」として社会的役割を果たしてまいります。

本報告書「監査品質に関する報告書 2021」においては、当監査法人の監査品質に関する取組みをご紹介いたしました。関係者の皆さまにおかれましてはご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

監査法人アヴァンティア
法人代表CEO 小笠原 直

当監査法人の基本理念



監査法人に所属する公認会計士が全体の50%を割り込むなど、監査法人を取り巻く環境は大きく変容しております。そのような中、2021年7月に当監査法人のCOOに就任しました。私自身、2008年の設立時から2018年3月まで品質管理部長の立場で監査品質の向上に取り組んでまいりました。その間、「監査品質に関するヒストリー」にも紹介したとおり、監査品質については試行錯誤、また苦労の連続でもありましたが、そのような苦労も経て、現在では組織の成長に見合った組織的品質管理体制を整備運用することができないと自負しております。

当監査法人の中期ビジョンである「Avantia2030」では、監査品質に関するビジョンとして「最高品質の監査にプラスワンの付加価値を」というビジョンを掲げております。これは、監査品質を極限まで追求し、最高の品質で財務報告の信頼性を担保するという社会インフラとしての役割は当然のこととして実現しながら、同時に積極的な指導性の発揮による監査の付加価値向上を目指すというものです。

コンプライアンスの徹底が基本であり、監査の前提であることに疑いの余地はありませんが、優秀人財が、監査というフィールドで自らの成長を実感しながら、前向きに監査業務に取り組むためには、コンプライアンスの要素のみならず、指導性の発揮という要素を監査の中に盛り込んでいくことが極めて重要です。そうでなければ、優秀人財が監査業界から離脱していく昨今の流れに歯止めをかけることはできません。

そのような考え方に基づき、優秀人財の獲得と育成を推進し、組織的な品質管理体制の基盤のもとで、そういったメンバーが活躍することを通じて監査品質の向上を追求していくことが、COOとしての責務を全うすることであると考え、今後も不断の努力を重ねてまいいる所存です。

監査法人アヴァンティア
COO 木村 直人

監査品質に関するヒストリー

2008年に産声を上げた当監査法人もおかげ様で設立13年が経過し、30社以上の上場クライアントの皆さまから監査をお任せいただける中堅監査法人へと成長することができました。

しかし、今日に至るまで当監査法人を取り巻く監査品質に関する環境は激変するとともに、その中で当監査法人も2018年に金融庁から業務改善命令を受けるなど、決して順風満帆というわけにはまいりませんでした。

今般、「監査品質に関する報告書2021」をお届けするに当たり、皆さまにより良くご理解いただくためにも、当監査法人の監査品質に係る歴史を振り返りながら、当監査法人の考え方についてご説明いたします。

当監査法人は、ゼロから設立した監査法人であり、2008年の設立当初は5名のパートナー以外の常勤職員はごくわずか、監査現場のスタッフの大半は非常勤職員の会計士という状態からスタートしましたが、監査品質には自信を持っていました。重厚なマニュアルを携えるのではなく、顔の見える中小監査法人だからこそ、1人1人が自ら思考し、自ら専門家として判断することを徹底し、パートナーが現場最前線でクライアントとチームを的確にリードしていく、このようなアプローチにより、本質的な意味での品質を追求し、一定レベルの品質を実現してきました。

その後、新興監査法人にもかかわらず、当監査法人の考え方をご賛同いただける

多くのクライアントの皆さんにも恵まれたこともあり、そのようなご期待に応えるべく、当監査法人の理念に共感することができるメンバーを、特にプロパー採用を中心に多く集め、監査法人として社会から一定の信頼を受けることができる規模へと順調に成長することができました。

この間、監査業界においては有名企業による会計不祥事が相次ぐ中で、監査に対する信頼回復の観点から監査品質に対する厳しい目が向けられることとなり、監査法人として組織的な品質管理体制を構築することの重要性が一層高まっています。

これに対して当監査法人は、組織規模が大きくなる中で、設立当初と同様のアプローチだけでは、監査品質の維持が難しい状況となっていました。すなわち、1人1人が自ら思考し、自ら専門家として判断することが大切であることに変わりはありませんが、同時に組織的に一定のレベルを保つための仕掛けが必要となるのです。しかし、そのような組織的な体制構築について残念ながら後手に回る結果となり、そういった状況において2017年に公認会計士・監査審査会による検査を受けました。

検査においては、会計不祥事などの指摘がなされたわけではありませんが、当監査法人の組織規模に見合った組織的な品質管理体制の構築について、経営として有効な手を打つことができていない点についてお叱りを受けることとなり、結

果として2018年に業務改善命令を受けることとなりました。

この行政処分によって多くの方にご心配をおかけすることとなりましたが、一方で、当監査法人にとっては、監査品質を抜本的に改善するための非常に良い契機となつたのも事実です。公認会計士1人1人の個の力を十分に高め、尊重しながらも、いかにして組織的に安定した高いレベルでの監査品質を実現していくかについて、メンバー一丸となって知恵を絞り、組織改革を断行することができました。この経験とその後の改革が、当監査法人の現在における組織的品質管理体制の構築の大きな土台となっています。

単にドキュメンテーションということだけでなく、本質的な意味で高いレベルの監査品質を実現するには、現場部門が自らのこととして現場で能動的に品質向上と向き合うこと、それを一步引いた立場から品質管理部門がモニタリングすること、現場部門と品質管理部門の議論を活発にし、両者の最適なバランスを図ることが肝要です。おかげ様で、当監査法人は過去の苦い経験も経て、このような考え方で監査品質と向き合い、日夜その向上に努めることができていると考えております。

もちろん、監査品質の追求に終わりはありませんし、今後も組織の成長に応じた適切な対応が必要と考えておりますが、過去の経験も踏まえて、引き続き監査品質の向上と向き合い、たゆまざる努力を継続してまいります。

沿革

- 2008年 5月 ● 監査法人業界の既成概念にとらわれない適正規模の監査法人を目指し設立
- 2010年 6月 ● I2AN(International Accounting & Audit Network)加入
- 2010年 7月 ● 株式会社アヴァンティアコンサルティング(100%子会社)設立
- 2017年 9月 ● 株式会社先端監査技術革新機構(100%子会社)設立
- 2017年 10月 ● 経営トップの品質管理への主体的関与を推進する会議体として品質管理協議会を設置
- 2018年 1月 ● 自社開発の電子監査調書システムAQuAを全面導入
- 2018年 9月 ● 金融庁から業務改善命令を受ける
- 2018年 9月 ● ガバナンス強化のため、外部の目として経営・監査品質監視委員を設置
- 2018年 10月 ● 金融庁に対し業務改善計画を提出 ※その後、一度の定期報告のみで報告義務解除
- 2020年 10月 ● IPO監査強化のためIPO推進室を設置
- 2021年 7月 ● 人財開発・DX推進室を設置

ミッション・ビジョン・バリューの紹介

当監査法人では、当監査法人の存在意義、ひいては社会に対して果たすべき使命を「ミッション (Mission)」として定めるとともに、このミッション実現のためにどのような組織になる必要があるのかという観点からの未来のありたい姿として「ビジョン (Vision)」を定めています。

また、ミッション及びビジョンを実現するために、日々の判断や行動指針として機能する価値基準として、メンバー自ら設定した「バリュー (Value)」があります。

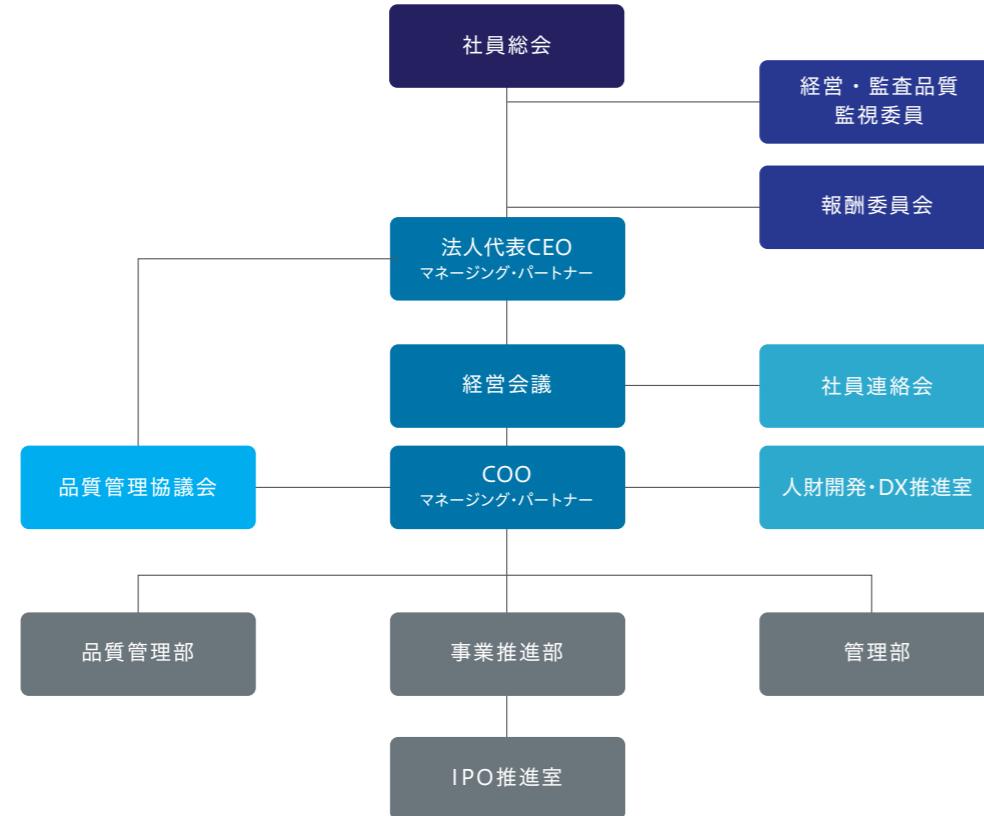
Mission	ミッション (存在意義、果たすべき使命)	Value	バリュー (日常的な価値基準)
<p>社会の公器たる企業と社会的使命感を有する人財の架け橋、すなわちプラットフォームとしての役割を果たすことを通じて、資本市場及び経済社会の健全な発展に寄与すること。</p>		<p>Be The One 我々は、自由職業人としての”個”を重視し、日々の挑戦を通して“特別な個 (= The One)”になることを目指します。 また、普段から“笑顔 (e)”でいられるように、明るく前向きに仕事に取り組みます。</p>	
Vision	ビジョン (未来のありたい姿)	<p>Growth Support “in the same boat” 我々は、後進に対して積極的に助言し、成長支援することで、人財が大きく育つ環境をつくります。 また、我々がチームとして、クライアントと共に“同じ船に乗る (= in the same boat)”ことで、難局を乗り越え、共に成長していきます。</p> <p>+ Ultra Qualità 我々は、仕事に取り組むに当たっては、さらなる高みを目指すことを良しとし、“限界を超えて (= + Ultra)”品質を高めていきます。 そして、“利他 (= lita)”の精神で、人(チーム)や社会のためになる仕事をします。</p>	

これら、ミッション、ビジョン、バリューの土台となる組織カルチャーを規定する「Our Office 17 Spirits」をベースに「人財基本方針」(「4. 人財戦略」参照)を設定し、採用や人事評価の基礎としております。

これら監査法人としての基本的な考え方が、監査品質の土台である個々人の使命感や倫理観の基礎であると考え、職員全員に対して周知しております。

ガバナンスと組織体制

組織図



社員総会

当監査法人は、パートナーシップをガバナンスの最も重要な基盤として、パートナー全員の合議による「社員総会」を最高意思決定機関として位置付け、年1回の定時社員総会を開催（必要と認めた場合には臨時社員総会を開催）しております。

社員総会は、パートナーの加入及び脱退、定款の変更、法人代表の選任、決算の承認といった法人の基本事項に係る意思決定機関です。

法人代表CEO、COO

経営執行については、経営会議で選任された「法人代表CEO」が統括し、法人代表CEOを含め経営責任を担う「マネージング・パートナー」の中から法人代表CEOから選任された最高執行責任者「COO」が経営方針及び事業戦略に基づいて当監査法人の業務全般を統括しております。また、法人代表CEOは当監査法人の最高経営責任者として法人を代表して経営執行を行うとともに、監査品質に関する最終責任を負っています。

経営会議

経営執行を支援するための会議体として、マネージング・パートナー、シニア・パートナー、管理部長によって構成され、月例及び機動的に開催される「経営会議」が日常的な意思決定機関として機能しています。経営会議では、法人経営上の重要事項に関する具体的な議論を行い、諸施策を迅速に決定し実行しております。

経営会議は、下記メンバーで構成されております。

- ・小笠原 直（法人代表CEO マネージング・パートナー）
- ・木村 直人（COO マネージング・パートナー）
- ・西垣 芽衣（品質管理部長 シニア・パートナー）
- ・藤田 憲三（事業推進部長 シニア・パートナー）
- ・相馬 裕晃（シニア・パートナー）
- ・松本 伸一（管理部長）



(左から)相馬 裕晃 / 西垣 芽衣 / 藤田 憲三 / 小笠原 直 / 松本 伸一 / 木村 直人

社員連絡会

経営会議における決議事項及び経営状況について全パートナーへ月例で情報共有を行うため、社員連絡会を設置しております。

品質管理協議会

監査品質に関する最終責任を負う法人代表のもとで、COO及び品質管理体制の構築及びモニタリングを担う品質管理部と監査現場での品質管理推進を担う事業推進部の中核メンバーで構成され、組織的品質管理体制の構築を推進するための様々な議論を行う組織横断的な会議体として「品質管理協議会」を設置しております。

品質管理協議会は毎月開催され、監査品質向上のための施策が活発に議論されています。

経営・監査品質監視委員

当監査法人では、監査法人制度の根幹であるパートナーシップに基づき、パートナーによる相互監査をガバナンスの重要な基盤としていますが、併せて外部の目による経営監査を行う趣旨から、パートナー以外の第三者による経営及び監査品質を監査するための機関として「経営・監査品質監視委員」を設置し、ガバナンスに通じた第三者が就任することとしております。

経営・監査品質監視委員は、毎月の経営会議に出席して経営監査を行うとともに、監査品質について法人代表CEO及び品質管理責任者と隨時協議を行い、経営・監査品質を外部から監査します。



[鈴木洋子氏 略歴]

弁護士。一橋大学法学部卒業。株式会社イトーヨーカ堂社外監査役、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス社外監査役、独立行政法人経済産業研究所監事（現任）、株式会社ブリヂストン社外取締役監査等委員（現任）、株式会社丸井グループ社外監査役（現任）等を歴任。

経営・監査品質監視委員 鈴木洋子氏からのメッセージ

コロナ禍の影響やデジタル化の進展、企業情報の開示をめぐる変革などに伴い、監査法人に対する社会的な期待はますます高まっています。

監査法人がその公益的な役割を果たし、社会的な期待に応えるためには、経営陣のリーダーシップによる組織的な監査品質管理体制の整備が不可欠です。その上で、個々のメンバーが監査・会計のプロフェッショナルとして、高度な専門性に磨きをかけることで、更に組織体制が強化されるという好循環が期待されます。

監査法人アヴァンティアにおいては、法人の基本理念に沿って、組織的品質管理体制の整備・運用を強化する継続的な取組みとともに、監査品質の要となる人

財育成についても、その多様性が確保され、個々の専門家としての能力が生き生きと発揮できるよう、積極的な取組みがなされていると評価しています。

監査品質の更なる向上のために、経営・監査品質監視委員として、今後とも、組織的品質管理体制の整備・運用状況、人財育成・評価の取組み、リモートワークや電子監査調書システム等の活用による監査の効率化について、注視してまいります。

企業法務の知見や上場企業・各種法人の役員経験を活かして、外部からの目線で、経営及び監査品質に対する適切な監査を行い、ガバナンスの透明化に寄与できれば幸いです。

品質管理部

品質管理に関する責任部署として「品質管理部」を設置しております。品質管理部には、監査の品質管理に関する法人内インフラ（規程、マニュアル、監査ツール等）の構築を推進する「品質企画チーム」、実施した監査業務に関する審査の管理及び支援とモニタリング（日常的監査及び定期的な検証）を担う「モニタリングチーム」及び文書管理等を担う「品質管理事務チーム」が設置されています。

事業推進部

監査業務及び非監査業務に関する業務遂行については、「事業推進部」がその役割を担っております。事業推進部には、現場での監査品質の管理や組織横断的なプロジェクト・マネジメント支援を含め日常的な業務支援を行う「品質企画チーム」、チーム編成やリソースの最適配置を行う「アサインマネジメントチーム」、監査業務品質の改善を推進する「品質改善推進チーム」が設置されています。

また、IPO業務に関わる情報収集や外部との意見交換、業務開発などを推進する「IPO推進室」を事業推進部内に設置しております。



人財戦略

人財開発室メッセージ

当監査法人では、高い監査品質を実現するための戦略的な人財開発を推進するにあたり、「人財開発・DX推進室」をCOO直轄の部門（COOが室長を兼務）として設け、人財開発に取り組んでおります。

2021年7月に新設したばかりの部門ですが、人財開発チームリーダーの梶原（マネージャー）を中心に、今後、様々な新しい取組みを通じて、監査品質にも直結する人財開発への積極的な投資を進めてまいります。

人財開発チームにおいては、「人財発掘」と「人財育成」を大きなテーマとして、監査品質の向上に寄与する人財の発掘と育成に取り組んでいく所存です。

人財発掘においては、当監査法人が求める人物像に関する基本的な考え方をまとめた「人財基本方針」に合致し、当監査法人の経営理念に共感する人財について積極的に獲得をしていきます。直近1年間においても、新規合格者10名、中途キャリア人財14名、合計24名の採用実績があ

りますが、今後はより積極的に人財への先行投資を進めていきます。また、リモートワークを前提に、地方人財の活用も進めることで、優秀人財を確保する機会を拓げる取組みも行っております。

次に、獲得した人財をいかに育てるかという観点から、「人財育成」についても前向きな取組みを進めてまいります。専門職員1人1人の個の力を最大限に伸ばすとともに、これをチームとして結集する、そしてチームとしての動きから個がさらなる成長を遂げるという基本的なコンセプトに基づいて、当監査法人のバリューの一つでもあるグロース・サポートを前面に押し出したOJTについて、個々人の能力をきめ細かに把握しながら最適な成長機会を提供することができるタレントマネジメント、CPE義務を達成することはもちろんのこと、それだけにとらわれない多様な学びの機会の提供など、新たな取組みについても積極的に推進してまいります。



人財開発・DX推進室長 木村 直人／人財開発チームリーダー 梶原 大輔

人財基本方針

当監査法人においては、高い監査品質を実現し、監査法人としての社会的役割を果たすために必要な人財を、質量ともに十分な形で確保して業務を行うために、法人として求める人財像についての基本的な考え方を、「アヴァンティアの人財基本方針」として整理し、新規人財の採用及び人事評価における判断基準としています。

アヴァンティアの人財基本方針

- 会計士である前に、良識ある社会人、そして一流のビジネスパーソンとしての振る舞いができる人財
- 会計プロフェッショナルとしての高い倫理観を持ち、仕事の公益性を常に意識した利他の精神を有するとともに、定められたルールの趣旨を理解し、誠実に遵守する人財
- 仕事に取り組むに当たっては、常に前向きに明るく好奇心を持ってチャレンジするとともに、変化を拒まず、新たな価値観や多様性を受け入れる人財
- 会計プロフェッショナルとしての専門的知識はもちろん、企業経営者との対話にもつながる幅広い豊かな教養を備えるための良習慣を持った人財
- チームワークを重視して、自己の業務で完結するだけでなく、全体最適の視点で仕事に取り組むことができる人財
- 自身の専門能力の向上にむけ常に自己研鑽に励むとともに、後進に対して積極的に助言し、成長支援をすることで、人財が大きく育つ環境をつくりあげられる人財
- クライアントの健全なニーズに全力で応え、指導性の発揮を通して、クライアントの課題解決を推進できる人財

当監査法人の研修制度(アヴァンティア・アカデミア)

当監査法人では、会計監査の専門家であると同時に幅広いビジネス感覚を持った会計士を育成する観点から、徹底したOJTに加え、成長を後押しする仕組みとして、以下の研修制度（アヴァンティア・アカデミア）を整備しています。

また、今後はこのような研修制度に加えて、マイクロ・ラーニングの活用など多様な学びの機会を提供すべく新たな取組みも推進してまいります。

1 業務研修制度

監査業務に必要な知見を学ぶ「監査実務研修」と、監査に限らない専門的な知見を学ぶ「専門ナレッジ研修」により、会計士としての力量を高めます。もちろん、メンバーが監査業務に従事する前提として、日本公認会計士協会が定めるCPE（Continuing Professional Education）制度に基づき履修義務達成要件を充足していることについて毎年確認しております。

【CPE単位取得状況】

	2019年度	2020年度
1人当たり平均	50単位	54単位

CPE単位は3年間で120単位の取得が義務付けられているため、1年間で40単位以上の取得が可能となるよう研修プログラムを設定しております。

2 ビジネススキル研修制度

豊かな教養を備えたビジネスパーソンを育成する観点から、職位ごとに必修となる「職位別ビジネススキル研修」と個人が付与されたポイントを利用して自由にプログラムを選択できる「選択型ビジネススキル研修」を運用しています。専門家として常に研鑽に努めることを是とする方針を打ち出し、必修以外の任意研修についても積極的な受講を奨励しており、直近1年間においては、35名のメンバー（利用率44%）がポイントを利用しています。

アヴァンティア・アカデミア 研修プログラム

	ジュニア・アカウンタント	シニア・アカウンタント	ジュニア・マネージャー	マネージャー	パートナー									
業務研修		専門ナレッジ研修												
		監査実務研修 【基礎編】		監査実務研修 【上級編】										
	1年目 ビジネスマナー	2年目 報・連・相	3年目 後輩指導	1年目 フォローアップ	2年目 倫理的な文書作成	3年目 マネジメント1	1年目 プロジェクトマネジメント1	2年目 評議者研修1	3年目 評議者研修2	1年目 評議者研修3	2年目 評議者研修4	3年目 マネジメント2	1年目 コーチング	2年目 リーダーシップ
全職位共通研修(コンプライアンス・ハラスメント防止・リスク管理研修など)年1回														
ビジネススキル研修 選択型	汎用スキル研修(ビジネスマナー・MTGマネジメント・ロジカルシンキング・プレゼン・コンプライアンス)			専門スキル研修(プロジェクトマネジメント・交渉力・問題解決力)			マネージャー研修(コーチング、フィードバック、リーダーシップ)			MBAケーススタディ				
	特化型スキル研修(採用・面接力、ビジネス英語、エクセル、統計)			専門領域学習(ブロックチェーン、機械学習、AI等)										

メンバーの声

Q. 当監査法人の研修制度についてどのような印象を持っていますか？

- ・さまざまな研修制度が整っていて、必要な能力を必要に応じて開発できる恵まれた環境であると感じています。
- ・日々の業務品質の課題をうまくまとめた研修内容になっている良い研修が提供されています。
- ・基礎から応用まで全体的に幅広く研修制度が構築されています。
- ・自己の興味・関心に合わせて選択的に研修を受講できる仕組みがあり、一方的に強制された講座ではないので意欲的に取り組めます。
- ・中途入所時に品質管理研修を受講しましたが、Web受講でも能動的に受講できる非常に効果的な研修だと感じました。
- ・職位ごとの研修がより充実しているといいです。

Q. 選択型ビジネススキル研修を活用してどのようなことを学びましたか？

- ・ロジカルシンキングを学びましたが、普段行っている感覚的なことを論理的に理解することができました。
- ・他業種の方とグループディスカッションすることで、1つの事実に対して多角的な見方があることを改めて思い知らされました。
- ・監査法人は特殊な業界であるため、業界外部者たる一般事業会社等の方と接することができ、とても良い経験になりました。
- ・英語、ファイナンス、IT系など、通常の法人内研修では取り扱わないようなことを学べました。
- ・料金が高いため個人では受講しづらいエクセルやパワーポイントなどの実務スキルを効率的に身に着けることができる講座を積極的に受講できました。結果的に、実務に活かして業務を効果的・効率的に進めることができました。

人員状況

当監査法人においては、個々人の専門的能力及び組織内で求められる役割を踏まえて、次の職位を設けており、その構成は以下のとおりです。

職位	2020年9月 人員数	構成比	2021年9月 人員数	構成比
パートナー(P)	10	10.9%	11	9.6%
マネージャー(M)	6	6.5%	8	7.0%
ジュニア・マネージャー(JM)	6	6.5%	9	7.9%
シニア・アカウンタント(SA)	24	26.1%	34	29.8%
ジュニア・アカウンタント(JA)	33	35.9%	36	31.6%
オーディット・アソシエイト(AA)	4	4.3%	7	6.2%
管理部	9	9.8%	9	7.9%
合計	92	100.0%	114	100.0%

(注)

- 上表の2020年9月には、非常勤メンバーがSAに19名、JAに6名含まれており、フルタイム稼働ベースでは計6.3名です。
- また、2021年9月には、非常勤メンバーがSAに21名、JAに3名含まれており、フルタイム稼働ベースでは計5.7名です。
- 2021年9月人員の女性割合は31名(構成比27.2%)です。

また、品質管理に携わる部門別の人員は以下のとおりです。

(2021年9月1日現在)	品質管理部	事業推進部	合計
品質管理に携わる人員数 (兼任者含む)	8名	5名	13名

人事評価方針・制度

当監査法人の人事評価は、メンバーに対してあらかじめ評価基準を示すとともに、評価や昇進等について透明性あるプロセスで行われることを前提として、監査品質の向上に寄与する人財が高く評価される仕組みとなっております。

具体的には、職位ごとに期待される「行動」と「成果」の観点から評価基準を設定し、一次評価者による評価を基礎として、経営会議構成メンバーによる二次評価会議において、メンバーの評価を決定し報酬改定を行います。

それぞれの評価項目はウェイト付けされており、中でも監査品質のウェイトを最も高くすることによって、監査品質を最重視するという法人の基本方針が強く反映された評価基準となっております。

人事評価の結果、昇格又は降格の要件を満たす可能性のあるメンバーについては、昇格審査会議において、昇降格の必要十分要件を満たしているかを審査した上で昇格又は降格の決定を行います。なお、パートナーへの登用については、昇格審査会議の決定に基づき、最終的にはパートナー全員の同意により、決定しております。

また、評価結果は、半期ごとに行われるマネージング・パートナーによるメンバー全員との個別面談を通じて伝達とともに、必要なフィードバックを行っております。これらの人事評価システムによって、公正な評価を実施するとともに、監査品質向上のインセンティブを強化しております。

監査実施者の選任方針

当監査法人においては、メンバーの能力、適性、十分な時間を確保できることなどを考慮し、人財の最適配置の観点から、監査実施者の選任を行っております。

1 業務執行社員の選任

被監査会社の特性、パートナーの能力、十分な時間を確保できること、ローテーション規制の遵守などを考慮し、事業推進部長が品質管理部長と協議を行ったうえで選任し、COOが決定します。

2 監査補助者の選任

被監査会社の特性、メンバーの能力、リソース、成長機会の提供、チームとしてのバランス等の要素を考慮し、事業推進部内のアサインマネジメントチームが機動的に検討協議を行った上で、事業推進部長が決定します。

非常勤職員の活用方針

多様なバックグラウンドを有する非常勤の会計士については、得意分野を活かした監査品質への寄与、若手常勤メンバーの良い刺激となる側面もあり、監査業務において一定の活用をする方針としております。

一方で、チーム内の非常勤職員を一定以下とすること、また、監査品質の観点から非常勤職員の評価を行い、評価に応じた科目分担とする等、監査品質にも配慮をしています。

非監査業務に対する方針

当監査法人では、公益性の高い監査業務に優先的に人財を投入する方針としており、非監査業務について積極的な事業開発は行っておりません。一方で、非監査業務は、公認会計士としての専門性の幅を広げる機会であり、人財育成の観点からは有用であることから、そのような機会に恵まれた際には、監査における独立性保持を前提として、前向きに取り組んでおります。

DX推進

DX推進室メッセージ



DX推進チームリーダー
松本 伸一

当監査法人では、監査法人として確実にDX対応を進めていくために、「人財開発・DX推進室」をCOO直轄の部門として設け、DXを推進しております。2021年7月に新設したばかりの部門ですが、DX推進チームリーダーの松本（ディレクター、管理部長と兼務）を中心に、安定した監査品質を実現するためのインフラ整備や新たな技術の活用を含め、DX推進を進めてまいります。

DX推進チームでは、メンバーが自らの時間を知識労働に集中することを可能にするデジタル環境を実現することを目標とし、必ずしも当監査法人単独での投資にこだわることなく、外部との連携も含め幅広く検討していくことを基本スタンスとしています。

インフラ面においては、監査法人としての信頼性を担保する高いセキュリティレベル

の確保を前提として、組織の成長に合わせた柔軟的かつ可変的なITインフラの実装と運用を推進しており、既にAWSを活用したVDI環境の実現、そのインフラ上での自社開発電子監査調書システムAQuAの運用も実現しております。

また、監査業務の生産性向上に寄与するツールやテクノロジーについて常に検討を行い、必要な投資を行うことも前向きに進めています。

加えて、電子監査調書システムを中心とする当監査法人が知的財産を有するソフトウェアについては、他の監査法人に対してライセンスを行う等の形で開放することによって、IT対応が遅れている中堅監査法人業界の生産性及び監査品質の向上に資することができると考えており、今後、そのような形での業界及び社会貢献に活用していく方針です。

情報セキュリティへの取組み

当監査法人は、監査法人として取り扱う様々なクライアント情報を適切に保護するという観点から、情報セキュリティへの取組みを推進しております。

具体的には、情報セキュリティに対する基本方針及び具体的な施策について、それぞれ情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準として明文化し、これに適合するITインフラの整備を行っております。情報セキュリティの担保において重要なメンバーの意識についても、研修等を通じてメンバー全員にセキュリティ・ポリシーの周知徹底を行うとともに、定期的なセルフチェック及びモニタリングを通じて、その運用が徹底されていることを確認しております。

なお、監査調書を作成する環境として、AWS(Amazon Work Spaces)によるVDI（仮想デスクトップ）環境を整備しており、その環境において電子監査調書システムAQuAを利用することにより、メンバーに貸与したノートパソコンのローカル環境にデータを保存することのないようにしております。今後も、監査法人として求められる高いレベルでの情報セキュリティを継続的に担保することができるよう取り組んでまいります。

リモートワークへの取組み

当監査法人においては、コロナ禍を契機としてリモートワークに取り組んでおります。当初は、感染症対策という意味合いでスタートしたものですが、現在では、リモートワークを活用した生産性の向上を見据え、法人を挙げて円滑なリモートワーク環境の整備に取り組んでおります。

リモートワークが監査品質や情報セキュリティの確保に対する阻害要因となることのないよう、各種のツールを活用しながら、対クライアント、メンバー間のコミュニケーションの活性化を図るとともに、VDI環境を前提とした業務遂行により、リモートワーク下においても一定のセキュリティを確保しております。

今後は、アフターコロナの時代を見据え、対面でのクライアントコミュニケーションの利点とリモートワークによる生産性向上の利点のいずれも追求すべく、対面とリモートワークの最適なバランスについて議論を深めながら、監査品質向上にも資する新しい働き方を模索していくと考えております。

当監査法人が運用するシステムの具体例

1. 電子監査調書システム「AQuA」(アクア)

監査現場において、実施者に対する的確な指示とタイムリーなレビューをスムーズに実施するためのインフラとして、独自開発した電子監査調書システム「AQuA」を用いており、監査調書の電子化を通じて、生産性及び監査品質の向上を図っています。

2. 監査業務システム「ADAMS」(アダムス)

業務日程調整管理、執務実績時間管理、独立性等チェック、休暇管理、職員やプロジェクト及び各システムと共にマスタ管理機能を有している総合的な業務管理システムとして、独自開発した監査業務システム「ADAMS」を用いております。

3. ワークフローシステム「IBiS」(アイビス)

監査実務に特化した独自開発のワークフローシステム「IBiS」によって、監査の様々な局面で生じるドキュメントに対する承認行為の電子化を実現し、承認プロセスの可視化及び効率化を実現しています。

監査品質に関する組織的取組み

品質管理の基本コンセプト

昨今の会計監査を取り巻く環境は、クライアント企業を取り巻く事業環境が目まぐるしく変化し、ビジネスの高度化・多様化・複雑化・グローバル化が進む中で、経済事象を財務諸表に表現するための会計基準も新設・改訂を繰り返しながら、高度化・複雑化が進んでいます。また、有名企業による会計不祥事のたびに、監査に対する信頼回復と社会的期待に応えるため、監査基準もより厳格化しており、実施しなければならない監査手続と文書化の水準は、質量ともに増加の一途をたどっています。

上記事業環境を踏まえ、当監査法人では、厳格化する規制環境に確実に対応し、高い監査品質を保ち、監査法人としての社会的使命を果たすことを最優先事項として取り組んでいます。そして、それらの実現のために、公認会計士1人1人の個

の力を十分に高め、尊重しながらも、いかにして組織的に安定した高いレベルでの監査品質を実現していくかという視点で、組織的品質管理体制の整備・運用に取り組んでいます。

組織的品質管理体制の構築は、監査現場から裁量権を奪い、品質管理部に力を集約するものではありません。クライアントと対峙する監査現場において重要な監査判断が的確になされるよう、組織的に支援していくことです。そのため、組織的品質管理体制の構築は、品質管理部だけで行えるものではなく、監査現場がいかに能動的に監査品質に向き合うかが重要であり、品質管理部と監査現場を所管する事業推進部とで、日々、活発な議論を重ねながら、終わりなき監査品質の向上に全力を尽くしています。

組織的品質管理体制

組織的品質管理体制の構築には、下記の3段階があります。

1 監査の品質管理に関する法人内インフラの構築

2 監査現場における品質管理ルールの実装と運用

3 監査業務のモニタリング

① 法人内インフラの構築、③ モニタリングを主に品質管理部が、② 監査現場への実装と運用を事業推進部が担っています。



品質管理部と事業推進部では、当該3段階をそれぞれ独立して機能させるのではなく、より有機的に機能させることで、組織的品質管理体制の強化を図っています。

具体的には、モニタリングにより抽出された課題の根本原因の分析を通じて、法人内インフラの見直し、監査現場での運用の見直しにつなげるとともに、監査現場における運用上のニーズを法人内インフラに反映させることで、より監査現場にフィットした法人内インフラの構築を推し進めています。

1 監査の品質管理に関する法人内インフラの構築

当監査法人においては、要求される各種のレギュレーションに対応とともに、高い監査品質を実現するために、品質管理部及び事業推進部の品質企画チームが中心となって、当監査法人独自の監査手法を開発しております。具体的には、監査の品質管理規程を基礎として、各種の監査マニュアル及び監査手続を実施する際に使用する様式等を開発し周知することで、重要な監査手続の脱漏を防止するとともに、生産性の向上を図っています。

開発に当たっては、機械的なチェックリストに陥ることなく、実施者自らの思考を促すようなマニュアル、様式等を十分に意識することで、形式主義とならないよう配慮しております。



事業推進部長 藤田 憲三／品質管理部長 西垣 芽衣

2 監査現場における品質管理ルールの実装と運用

事業推進部は、監査現場の最前線で活躍するメンバーを中心に構成しており、監査現場での経験や自身の監査チームでのベストプラクティスを持ち寄り、各監査現場で生じている課題や品質管理部のモニタリングにおける課題から、組織的な課題を抽出し、当該組織的課題を解消し、より効果的かつ効率的な監査業務の実現に資する仕組みの浸透を継続実施しています。

■ 調書レビューの徹底

当監査法人では、監査チームが実施した監査手続の結論と、結論に至る過程を確実に監査調書に残すことを担保するために、監査調書のレビューに特に注力しています。また、監査調書をレビューしフィードバックすることは、業務執行社員と主査、監査メンバーとのコミュニケーションの1つであり、人財育成の観点からも重要と考えています。さらに、多面的な調書レビューを通じて、より有効な監査手続手法について、仮説と検証を繰り返し、監査手続の進化・深化に取り組んでいます。

■ プロジェクト・マネジメント支援

監査は、監査計画の策定から監査報告書の発行まで、1年間のプロジェクトといえます。監査は、3度の四半期レビューと期末監査で構成されており、期末監査に工数が集中する特徴があります。

プロジェクト・マネジメントの失敗は、重要な課題の先送りにつながり、結果として監査品質の低下につながるおそれがあるため、当監査法人では、各監査チームにおけるプロジェクト・マネジメントを重視しています。

監査手続が年々増加する事業環境において、いかに適時に監査手続を実施し、いかに期末監査における重要論点にリソースを確保するかがますます重要なことから、当監査法人では、監査手続の推奨実施時期を明示し、各監査チームの進捗状況を組織横断的に可視化することで、各監査チームの自発的なスケジュール管理を促進するとともに、現場で生じている問題点を早期に発見し、監査チームを解決に導くための支援を行っております。

■ KAMに対する組織的取組み

2021年3月期以降、監査報告書にKAM(Key Audit Matters：監査上の主要な検討事項)の記載が義務付けられたことを受け、当監査法人では、2020年3月期以降、KAMのトライアル運用を行い、KAMを導入した場合に想定されるクライアントとのコミュニケーションを先行的に行うことで、2021年3月期以降の本格導入に向けて準備を進めてまいりました。

本格導入を迎えた2021年3月期以降においては、監査チーム及び審査での検討はもちろん、組織横断的な取組みとして、事業推進部内に「KAM校閲チーム」を設け、各監査チームが作成したKAMについて、監査基準委員会報告書等の規定への準拠性だけでなく、読み手にとってよりわかりやすいKAMになるよう、記載内容や表現に関する助言を行っております。

3 監査業務のモニタリング

当監査法人では、品質管理システムに対する日常的な監視に加えて、個々の監査業務に対するモニタリングを実施しています。モニタリングは、進行中の監査業務について適時に不備を指摘し是正を促す「①運用モニタリング」と、当該年度の監査業務が終了し監査調書をアーカイブした後に実施する「②定期的な検証」の2つに大別されます。当監査法人では、監査品質の向上に資する取組みとして、特に①運用モニタリングにより多くのリソースを割き、タイムリーな不備は正対応に注力しています。

① 運用モニタリング

進行期の業務の計画や、各四半期、期末審査のタイミングで監査業務の運用モニタリングを実施し、フィードバックを行うことで、監査チームに不備を適時に是正させ、監査品質の向上を図っています。さらに、事前に重点検討テーマを設定の上、組織横断的に個々の監査業務について、監査調書の最終整理段階においてもモニタリングを実施しており、不備が完全に治癒されていることを確認した上で調書アーカイブが実行される仕組みとなっています。

また、運用モニタリングの過程で発見された重要な不備や組織的な対応が必要な不備については、個別業務の対応に留まらず、経営会議や品質管理協議会に速やかに報告され、対応の検討がなされています。

② 定期的な検証

業務執行社員ごとに少なくとも3年に1回は対象となるよう検証対象業務を選定し、監査調書の閲覧及び監査チームへの質問を通じて、品質管理ルールの遵守状況の検証及びフィードバックを行い、監査品質の向上を図っています。直近の実施状況は以下のとおりです。

	直近3年間
パートナーのカバー率	100%
対象となった業務数	12件

アーカイブ前の運用モニタリングを徹底している結果、定期的な検証における直近年度の指摘事項は1業務当たり平均2.5個であり、また、監査意見に重要な影響を及ぼす事項は発生しておりません。

これらのモニタリング実施結果については、人事評価にも反映させ、品質管理ルールの遵守徹底に対する監査実施者のインセンティブ強化を図っています。



品質管理部 モニタリングチームリーダー
野村 奈穂

職業倫理と独立性

当監査法人は、監査基準をはじめ、関係法令及び日本公認会計士協会が定める倫理規則等の諸規則を遵守するよう規程を定め、日常的に職業倫理及び独立性の重要性を全てのメンバーに伝達するとともに、研修を実施することにより、その遵守について周知徹底を図っています。

また、監査実施の前提条件である独立性の保持については、品質管理部が厳格に管理しており、全職員に対して年に1回(7月)、独立性の確認を一斉に実施しています。

	2020年	2021年
独立性確認書提出率	100%	100%
違反件数	0件	0件

パートナー・ローテーション

監査業務の長期間の関与による馴れ合いを防止する趣旨からローテーション・ルールを設けております。

大会社等の監査業務については、業務執行社員及び審査担当社員のローテーションを下表の期間に従い実施しています。

役割	最長関与期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7年	5年
その他の業務執行社員	7年	2年
審査担当社員	7年	3年

監査チームへのナレッジ支援

品質管理部は、監査品質に寄与する監査手法を開発し監査現場への周知を行うのみならず、監査チームだけでは解決することができない事項が生じた場合に、専門的な見解に関する照会窓口としても機能します。回答については、内部の品質管理関係者のみではなく、会計・監査に深い知見をもつ専門家への照会体制についても整備しております。

照会のあった事項のうち、他の監査チームの品質向上にも資すると考えられる事項については、内容を一般化した上で、法人全体への通達によって周知するなど、現場へのフィードバックも行っています。

審査体制

当監査法人では、監査チームが策定した監査計画、重要な監査上の判断、監査意見の形成を客観的に評価するため、事業推進部長と品質管理部長が、監査業務ごとに審査担当社員としてレビュー・パートナーを選任し、審査を実施しております。

監査リスク等を勘案して、一定の事項に該当する場合には、合議制による審査会において審査を実施することで、実効的なリスクマネジメントとなるよう配慮しております。

審査は、①監査計画の審査（期初・計画更新時）、②監査意見形成に対する審査、③表示に対する審査（会社法・金商法）に大別され、監査の各段階において、適時に実施することとされています。審査の実施状況は、品質管理部が一元的に管理することで、審査の漏れや遅れを防止しています。また、業務執行社員は、審査が完了しない限りは監査報告書を発行することができません。これを品質管理部が厳格に管理しており、不適切な監査報告書が発行されるリスクを低減しています。

新規受嘱・契約継続におけるリスク管理

新規の監査業務を受嘱するに当たっては、独立性に問題がないことを前提として、経営者の誠実性、ビジネスモデル、ガバナンス、コンプライアンス、決算内容等を十分に確認し、監査リスクの評価を適かつ厳密に行なった上で、当監査法人の受入能力及び監査報酬等を含め、総合的かつ十分に検討して、受嘱の可否を判断しております。

大会社等の監査業務の受嘱に際しては、申請者とは独立した形で、品質管理部がリスク評価を行うとともに、経営・監査品質監視委員からの意見聴取も行い、これらの情報を総合した上で、経営会議の承認を経て、受嘱の承認がなされます。大会社等以外の監査業務については、申請者による申請内容を吟味の上、品質管理部長が受嘱の承認を行います。

なお、受嘱に際し、監査人の交代が伴う場合は、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、監査人の交代における監査業務の引継ぎについての方針及び手続に従い、議事録の相互確認を含め、適切に実施しております。

また、監査契約の更新に際しても、リスク評価の更新を行い、契約継続の可否判断を行うこととしており、品質管理部長が契約継続についての承認を行います。

積極的なコミュニケーション

当監査法人では、監査の実効性を高める狙いから、経営者等及び監査役等とのコミュニケーションを積極的に行なうことを基本方針としており、上場企業監査においては、四半期ごとに経営トップとの経営者ディスカッションを実施するとともに、監査役等への報告会も実施しています。

これらを通じて、タイムリーに重要論点についての双方での円滑なコミュニケーション及び深いディスカッションの機会を確保しています。

顧客満足度調査及び従業員満足度調査(HICE)の有機的な実施

当監査法人では、毎年7月に顧客満足度調査(CS)と従業員満足度調査(ES)を同時に実施しております。従業員満足度の向上が高い品質のサービスにつながり、結果として顧客満足度を高めるとともに、高い顧客満足度がメンバーにとってのさらなるモチベーションとなっていくという好循環を意図して、両者の満足度を総合的に把握分析しているものです。

調査結果は外部の第三者であるコンサルタントによる分析を経て、当監査法人の組織診断を客観的に行うための重要資料として活用するとともに、研修により全メンバーにフィードバックしています。

また、監査品質の向上が満足度の向上にも直結するという認識のもと、各調査の相関性を有機的に検証しながら、識別された課題を改善するためのアクション・プランを立案し、持続的な監査品質の向上、満足度の向上に向けた取組みに活用しています。

～ HICE Official Certificate は、当監査法人のホームページに掲載しています～
https://www.avantia.or.jp/pdf/avantia_HICE_2021.pdf

通報制度

当監査法人では、法令等の違反行為又は違反するおそれのある行為（不正・粉飾、公認会計士の独立性、インサイダー取引等）に関する情報を、内外から広く収集し、品質の向上及びコンプライアンスの強化・徹底を図ることを目的として、ウェブサイト上に「監査ホットライン」を設置しています。

通報があった場合、即座に法人代表CEO及びCOO並びに経営・監査品質監視委員への情報共有がなされ、通報者が不利益を被らないよう配慮することも含め、その後の対応について、公正、公平かつ誠実に検討することとしております。



IPOに対する取組み

IPO監査に対する基本スタンス

昨今、IPO監査の担い手が不足し、日本の将来を支える成長企業がきちんとした監査を受けることができないという事態が社会問題化しております。ますます激しさを極める国際競争の中で、このような足かせが存在すること自体、日本の産業競争力強化の観点からは憂うべき事態です。

当監査法人は、監査法人としての役割を適切に果たすことを通じて、こういった社会問題の解決を推進する観点から、IPO監査に対しても積極的に取り組んでおります。また、IPO監査業務のさらなる強化を行うために、事業推進部内に「IPO推進室」を設置いたしました。

今後も、適切なリスクマネジメントを行ながら、IPO監査を通じて積極的に成長企業の支援を行っていく所存です。

IPO監査の特徴と監査品質

IPOを目指す企業の中には、当初は内部統制の整備運用が不十分なベンチャー企業も多く含まれています。そのような企業に対して、適切に監査を行い財務報告の信頼性を担保していくには、早い段階からクライアントとの深度あるコミュニケーションを確立し、実りのある指導を積極的に行っていくことが肝要です。

また、IPO監査の場合、監査報告書の発行自体は上場申請時に一括して行うこととなります。高いレベルでの監査品質を確保するためには、IPO準備の早い段階からタイムリーな議論が極めて重要です。具体的には、IPO準備の過程において、直前前期に突入して以降は、監査報告書を発行する段階にない時期であっても、上場企業監査に準じた形で予備審査を行うことで、早期の課題発見と解決につなげるという考え方で、IPO業務における監査品質の確保を推進しております。

IPO推進室の役割

当監査法人においては、IPO監査のみを行う部署を設けるのではなく、事業推進部に所属するメンバーが上場企業監査及びIPO監査の両方に関与することにより、経験の幅を広げるという考え方に基づいて運営をしております。

IPO推進室は、そのようにして行われるIPO監査業務を前提として、組織横断的にIPO業務に関わる様々な支援を行うことを主な役割としております。

IPO動向に関する情報収集及び分析を踏まえた組織内外への発信を行う「マーケティング・リサーチチーム」、IPO監査特有の状況を踏まえて適切な品質マネジメントを推進する「品質マネジメントチーム」が両輪となって、IPO監査を円滑に進めてまいります。



IPO推進室長
橋本 剛

外部レビュー等への対応

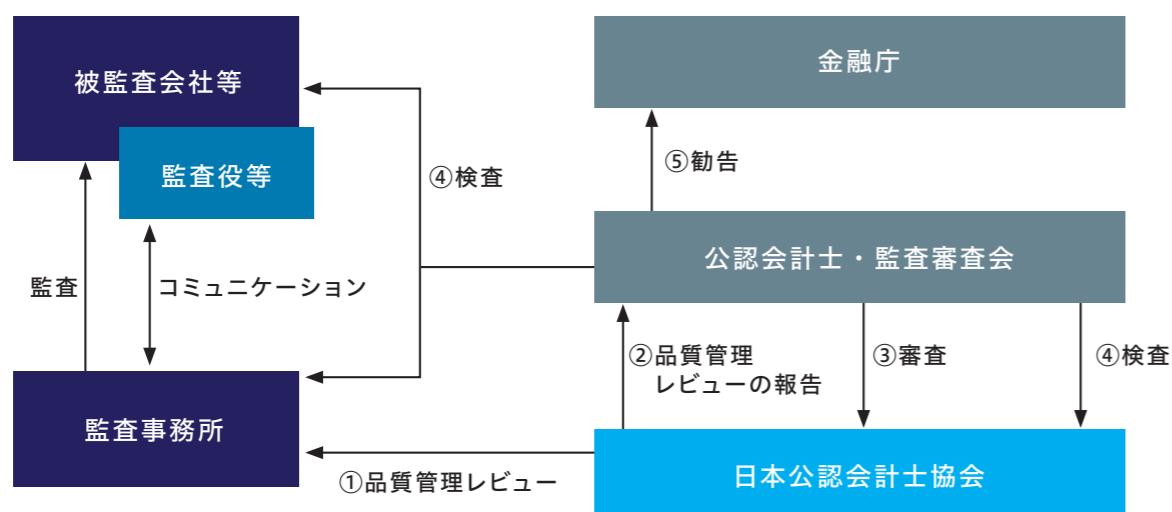
外部レビュー制度の全体像

上場企業監査を行う監査法人が受ける外部レビュー等には、「日本公認会計士協会による品質管理レビュー」、「公認会計士・監査審査による検査」があります。

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、自主規制の一環として行われるものであり、基本的には3年に1回の通常レビューと、改善勧告事項があった場合にその翌年に行われる改善状況の確認によって構成されています。

一方、公認会計士・監査審査会は、金融庁に設置された機関であり、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果について審査するとともに、必要に応じて監査法人に対する立入検査を実施します。公認会計士・監査審査会による検査は、監査法人そのものだけではなく、日本公認会計士協会による品質管理レビューが適切になされているかどうかの視点も含んでいます。

外部レビュー制度 概要図



品質管理レビューへの対応状況

直近では、2019年7月に日本公認会計士協会による品質管理レビューがあり、「限定事項のない結論」が表明された品質管理レビュー報告書を受領しております。その後、上記に係る改善状況の確認が実施され、2020年4月及び2021年3月に改善の不十分な事項はない旨の報告書を受領しております。

審査会検査への対応状況

2018年5月に公認会計士・監査審査会からなされた処分勧告に基づいて同年9月に金融庁による業務改善命令を受けましたが、速やかに業務改善計画の履行を完了し、翌年2019年2月を基準月とする改善報告をもって業務改善報告は完了し正常化しております。

外部レビュー結果とその対応

外部レビューにおいて指摘された事項については、根本原因の分析を徹底的に行い、その原因に応じて、ガバナンスの強化、品質管理ルールの再強化、監査実施者への周知徹底を行うとともに、運用状況及び改善状況について、運用モニタリングにより確認を徹底しております。

ガバナンス・コードへの対応状況

当監査法人は、監査法人組織の原点である無限責任のパートナーシップに基づくパートナー間の緊張感ある相互監視をガバナンスの基盤としつつ、上場クライアント数が30社を超える規模の中堅監査法人として責任のある組織的運営を担保する観点から、2021年12月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の適用を開始いたしました。

なお、監査法人のガバナンス・コード適用前の段階においても、中堅監査法人として参考になる点は積極的に取り入れるという観点から、「経営・監査品質監視委員」を設置し、外部の目による経営監査を行うことも含め、当監査法人はコードの大半について事実上の対応を行ってきた経緯があり、当該対応状況については過去の「監査品質に関する報告書」においてもご説明してまいりました。

これらを踏まえ、次ページ以降においては、監査法人のガバナンス・コード導入時点における当監査法人の取組み状況についてご説明いたします。

当監査法人の取組み状況

原則 1	監査法人が果たすべき役割	
	指針	当監査法人の取組み
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	P3 1. 法人代表ご挨拶 P4 2. 当監査法人の基本理念
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	P4 2. 当監査法人の基本理念 P13-18 4. 人財戦略
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	4. 人財戦略 P14 ・人財基本方針 P17 ・人事評価方針・制度
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	P4 2. 当監査法人の基本理念
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	P18 4. 人財戦略 ・非監査業務に対する方針

ガバナンス・コードの内容

原則	内 容
監査法人が果たすべき役割	1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
組織体制	2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。
	3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
業務運営	4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
透明性の確保	5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

原則 2	組織体制	
	指針	当監査法人の取組み
2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	P9-12 3. ガバナンスと組織体制
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備	P9-12 3. ガバナンスと組織体制 P13-18 4. 人財戦略 P19-20 5. DX推進 P21-27 6. 監査品質に関する組織的取組み ・監査の品質管理に関する法人内インフラの構築 ・積極的なコミュニケーション
2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	P9-12 3. ガバナンスと組織体制

原則 3	組織体制		原則 4	業務運営	
	指針	当監査法人の取組み		指針	当監査法人の取組み
3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	P11 3. ガバナンスと組織体制 ・経営・監査品質監視委員	4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	P21-27 6. 監査品質に関する組織的取組み
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	P11 3. ガバナンスと組織体制 ・経営・監査品質監視委員	4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	P13-18 4. 人財戦略
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	P11 3. ガバナンスと組織体制 ・経営・監査品質監視委員	4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	P13-18 4. 人財戦略
3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	P11 3. ガバナンスと組織体制 ・経営・監査品質監視委員 なお、経営・監査品質監視委員の支援は経営会議が担っています。	4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	P26 6. 監査品質に関する組織的取組み ・積極的なコミュニケーション
			4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	P27 6. 監査品質に関する組織的取組み ・通報制度

原則 5	透明性の確保	
	指針	当監査法人の取組み
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	本報告書が相当します。
5-2	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方 ・経営機関の構成や役割 ・監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 ・監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	本報告書においてご説明しております。ただし、「監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価」につきましては、本原則を本格適用しておらず、現時点においては実効性の評価を明確には実施しておりません。
5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	P26 6. 監査品質に関する組織的取組み ・積極的なコミュニケーション 被監査会社以外の関係者との意見交換については、今後の検討課題と位置付けております。
5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	現時点においては実効性の評価を明確には実施しておりませんが、2022年6月期に関する評価から実施を予定しております。
5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	5-4に記載のとおり評価を予定しており、当該評価結果を組織的な運営の改善に活用することいたします。



法人概要

(2021年9月1日現在)



概要

法人名 監査法人アヴァンティア
(英文名称: Avantia GP)

所在地 東京都千代田区三番町3番地8
泉館三番町6階

設立年月 2008年5月

代表者 法人代表CEO 小笠原 直

グループ会社 株式会社アヴァンティアコンサルティング
株式会社先端監査技術革新機構

人員数

代表社員	2名
社員	9名
公認会計士	50名
試験合格者	31名
その他	22名
合計	114名

監査クライアント数

上場企業監査	32社
会社法監査	12社
その他法定監査	4社
任意監査	32社
合計	80社

本報告書に関するお問い合わせ

本報告書の内容及び当監査法人の監査品質に関する
ご質問、お問い合わせがございましたら、品質管理部
まで遠慮なくお問い合わせください。

メールでのお問い合わせ : hinkan@avantia.or.jp
お電話でのお問い合わせ : (03)3263-7681
URL : <https://www.avantia.or.jp/>